

「教育勅語」成立過程における山県有朋の役割再考

中本佳紀

はじめに

1890（明治23）年10月30日、「教育ニ関スル勅語」（以下、「教育勅語」）が發布された。この「教育勅語」は、「国民道徳および国民教育の基本とされ、国家の精神的支柱として重大な役割を果たすこととなった」⁽¹⁾と言われるように、戦前の教育に大きな影響を与えた。従って、「教育勅語」が如何にして成立したか、その成立過程を分析することは重要な課題である。

「教育勅語」の成立過程に関する事実は、海後（1965）⁽²⁾、稲田（1971）⁽³⁾を中心とした先行研究によってほぼ明らかにされている。それらの研究に従えば、「教育勅語」の成立に重要な役割を果たした人物は、内閣総理大臣兼内相山県有朋（1838～1922）、枢密顧問官兼侍講元田永孚（1818～1891）、法制局長官井上毅（1844～1895）の三者に限定することができる。後述するように、元田と井上は勅語案作成に直接関わっており、その内容に大きな影響を与えているため、その点において重要な役割を果たしたことは言うまでもない。一方、山県の役割に関しては、「かつて軍人勅諭をつくり、勅諭によつて軍人精神の作興をくわだてた山県は、それとおなじ論理から国民教育にたいする聖旨の下賜を発想した」⁽⁴⁾という見解が主流となっている。このような見解の根拠は、「教育勅語發布ニ関スル山県有朋談話筆記」⁽⁵⁾（以下、「筆記」）における記述にある。「筆記」には、「余ハ軍人勅諭ノコトガ頭ニアル故ニ教育ニモ同様ノモノヲ得ンコトヲ望メリ」と記されているからである。また、梅溪（1978）⁽⁶⁾の研究では、「筆記」に加え1890（明治23）年2月に山県が示した「軍備意見 山県有朋」⁽⁷⁾（以下、「軍備意見」）が引用されている。詳細は後述するが、梅溪（1978）はその「軍備意見」の中にも山県の積極性を見出している。以上のように、山県の行動は「筆記」及び「軍備意見」を根拠として語られてきた。しかしながら、先行研究では両史料に基づいて山県の行動を断定的に論じることができるか否かに関しては語られてこなかった。従って、両史料を根拠として語る事が蓋然的に正しいと言えなければ、「教育勅語」の成立に果たした山県の役割に関する先行研究の評価をもって正しいとすることはできない。

以上の点に鑑み、本稿の目的は「教育勅語」の成立過程における山県の役割を再考するこ

とにある。その目的を達成するために、本稿では以下の方法をとる。まず、「教育勅語」の成立過程を概観し、成立と関わる山県の重要な行動を特定する。そして、「筆記」及び「軍備意見」を根拠として論じることの限界を検証した上で、山県が当時有していた政治課題から「教育勅語」の成立と関わる山県の行動を分析する⁽⁸⁾。

1. 「教育勅語」の成立過程

1.1 地方官会議における徳育論議と草案への着手

1890（明治23）年2月17日、山県内相の招集により地方官会議が開かれた⁽⁹⁾。その会議において、議題の一つであった「徳育涵養ノ義ニ付建議」が承認された。2月26日、知事たちは、榎本武揚（1836～1908）文相を訪ね、会議で承認された建議書の提出と意見の開陳を行った。その建議を受けた榎本は、地方長官に対して「各官が目下社会の有様を嘆きて道德地に陥りたりと認むるは余も亦憂慮する所なり」と述べ、徳育に関しての憂慮を明らかにした。また、そのような徳育の情勢に関して、「我が国建国以来頼り来りたる教は我が民の心裏に入り易きを以て所謂人倫五常の道即ち孔孟の教は我が民の徳育に適すべし。故に此基礎に依り以て一部の好書を編纂せんことを企望せり」⁽¹⁰⁾と述べた。

3月7日あるいは14日、山県の奏請によって天皇親臨の閣議で徳育問題が議論された⁽¹¹⁾。地方長官の建議以前も福沢諭吉の「徳育余論」、西村茂樹の「日本道德論」などに代表されるように徳育に関する議論は存在していた。しかし、地方長官の建議によって徳育の問題が解決されねばならない課題として認識され、山県が閣議に取り上げることによって閣内の問題にまで発展したのである。

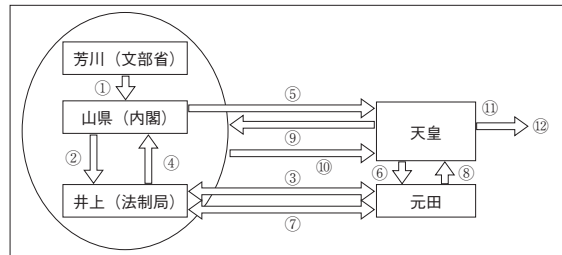
3月中下旬頃、榎本文相に徳育の基礎となるべき要領の勅諭を起草するよう勅命が下った⁽¹²⁾。しかし、榎本は地方長官への回答において「一部の好書を編纂せんことを企望せり」と述べたにも拘らず、2ヵ月経ってもその任務を果たすことができなかった。そのため、榎本は5月17日に罷免され、その後任として内務次官であった芳川顕正（1841～1920）が文相となった。その新任式の際、文相への任命とともに、芳川に「教育上の基礎となるべき『箴言』を編めよといふ、極めて重要な御沙汰」⁽¹³⁾が出された。その命を受けた芳川は、かつて東京大学教授をつとめ、当時元老院議官であった中村正直に草案起草を委嘱した。この時をもって、勅語案の起草が始められることとなる。従って、山県が芳川を文相に登用したことは、勅語案起草への契機となったとすることができる。

1.2 勅語案の作成と成立過程の総括

6月10日頃、中村正直による草案（以下、中村案）が芳川文相に提出された（以下、【図1】参照⁽¹⁴⁾）。芳川は中村案に修正を加え、山県総理に会って協議した（①）。その後、山県は中村案を井上毅に示して意見を求めた（②）。6月20日、井上は中村案に対する意見を記した書簡⁽¹⁵⁾を山県総理に提出した。井上はその書簡において、立憲政治の主義に従えば、「君主ハ臣民ノ心ノ自由ニ干渉」しないため、「勅語」を「政事上ノ命令ト區別シテ社会上ノ君主ノ著作公告トシテ」見るべきであることなどの「勅語」に関する難点を挙げた。このような点を指摘した上で、井上は「文部ノ立案ハ其体ヲ得ズ」として中村案を批判したのである。また、井上はこの書簡とともに、自らが執筆した草案を山県に提出している。書簡の最後に、草案は「試草仕候余リ簡単ニ過キ候歟ナレトモ王言如玉ハ只タ簡短ニ在リト奉在候」とあり、さらに「猶高教ヲ奉仰候テ更ニ再稿可仕候」と記されている。つまり、この時山県に渡された草案は試作の段階であり、井上は更なる修正が必要だと考えていたと言える。そして井上は、6月28日あるいは29日に元田に勅語案を送って修正意見を求めた⁽¹⁶⁾（③）。

井上が元田に意見を求めて以後、元田、井上の二人によって井上草案を中心とした修正がなされていく。7月23日、井上は修正案を山県へ提出した（④）。井上、芳川、山県の三者協議がなされた後、8月10日前後あるいは10日を少し過ぎた頃天皇へ上奏された⁽¹⁷⁾（⑤）。

【図1】教育勅語成立過程モデル図



天皇は上奏を受けた後、元田を呼んで草案に関する検討を求めた（⑥）。内旨を受けた元田は井上の協力を求め（⑦）、ここから再び修正が始められることとなった。そのような元田と井上による修正の後、元田は9月9日頃修正案を天皇に提出した⁽¹⁸⁾（⑧）。天皇はその修正案を芳川へと手渡し、「大要別紙ノ通りニテ然ルヘシ」⁽¹⁹⁾と伝えた（⑨）。そして、芳川は山県と協議の上、井上に意見を求めることとし、山県から井上へ修正案をまとめることが委嘱された。9月23日、井上による修正案は山県を通じて芳川へと届けられ、26日に芳川は井上の修正案をそのまま文部案として閣議に提出した。その後しばらく内閣で審議が続けられ、他方では、学者である島田重礼と中村正直に字句等の修正に関して意見を求め参考にした⁽²⁰⁾。その後、内閣が天皇の裁可を仰ぐため勅語案を奉呈したのが10月21日である（⑩）。奉呈を受けた天皇は勅語案を元田へ下問し、元田の修正意見を加えた上で10月24日に裁可された（⑪）。そして、「教育勅語」は10月30日に総理大臣と文相を宮中に召し

て発布された⁽²¹⁾ (12)。

以上のように、勅語案の作成は元田と井上を中心として行われたと言える。従って、井上と元田はその点において重要な役割を果たしていると言えよう。そして、山県有朋が「教育勅語」の成立に果たした重要な役割は、地方長官の建議を受けて徳育問題を閣議に取り上げたこと、芳川を文相に登用したことの二点であると言うことができる。その理由は以下の通りである。まず徳育問題を閣議に取り上げたことは、このことによって徳育が閣内の問題にまで発展し、解決されなければならない課題として設定されたためである。次に芳川を文相に登用したことは、これによって勅語案作成が開始されたためである。これらの山県の行動が「教育勅語」の発布を目指して行われたものか否かを史料批判の上で論証する必要があるであろう。

2. 山県に関する史料の検証

2.1 「筆記」の検証

「筆記」はその冒頭部分に、「大正五年十一月二十六日江木千之氏渡部董之介氏中島力造氏森岡常蔵氏ト共ニ山県公ヲ目白ノ椿山荘ニ訪問シ教育勅語発布ノ顛末ニツキ大要左ノ物語ヲ拝聴セリ」と記されている。これによると、「筆記」の筆者が1916（大正5）年11月26日に江木千之らと共に山県を訪問し、そこで語られたことを文章化したことが窺える⁽²²⁾。

「教育勅語」の成立は1890（明治23）年であるため、「筆記」の成立時期はその26年後ということになる。「筆記」が成立したこの時期は、「教育勅語」発布時よりも天皇制的教化の体制が進行していた時期であった⁽²³⁾。またこの時は、「教育勅語」に基づく旨を規定している「小学校教則」⁽²⁴⁾（明治24年文部省令第11号）、「小学校長及教員職務及服務規則」⁽²⁵⁾（明治24年文部省令第21号）などが発布された後である。つまり、その時期には大臣副署がないために法的効力を有さない「教育勅語」に対して、「命令によって、臣民教育の最高基準、教育者のサービスの根本基準として法的効力」⁽²⁶⁾が与えられていたのである。以上のことから、「筆記」が成立した時期には、「教育勅語」は教育に大きな影響を与えていたと言える。これは「教育勅語」発布時とは異なった状況である。従って、このように時代が大きく変化した後山県が発言した内容を根拠として、「教育勅語」が成立段階にあった時期の山県の行動を説明することには限界があると言えよう。

また、「筆記」には内容に関する齟齬も存在している。「筆記」には、山県が教育にも「軍人勅諭」と同様のものを考えていたと述べた後に、「時ノ法制局長官井上毅ナドモ同論ナリ」

と記されている。しかしながら、勅語案起草時における井上の考えは、「勅語」は「陸軍ニ於ケル軍事教育ノ一種ノ軍令タルト同ジカラズ」⁽²⁷⁾ というものであった。つまり、井上は「勅語」と「軍人勅諭」が異なったものであるという見解を有していたのである。何故このような齟齬が生じたのかは明らかではないが、「筆記」において内容の不一致が存在していることは指摘できる事実である。

以上の点から、「筆記」を根拠として山県の「教育勅語」への関わりを断定的に論じることはできないと言えよう。

2.2 「軍備意見」の検証

「軍備意見」には「利益線ヲ保護スルノ外政ニ対シ必要欠クヘカラサルモノハ第一兵備第二教育是ナリ」、「国民愛國ノ念ハ独教育ノ力以テ之ヲ養成保持スルコトヲ得ヘシ」と記されている。梅溪（1978）はこのような記述を根拠として、山県が国民組織へ注入すべき思想教育について熟慮・計画していたことを知ることができるとし、それが勅語発布の計画を具体化することに積極的であったことの最大の理由だとしている⁽²⁸⁾。しかし、「軍備意見」には「国民愛國ノ念」が教育によって養成されるべきだと述べた後に以下の記述がある。それは、「歐洲各国ヲ觀ルニ普通教育ニ依リ其ノ国語ト其ノ国ノ歴史ト及他ノ教科ノ方法ニ従ヒ愛國ノ念ヲ智能發達ノ初期ニ薰陶シ油然トシテ發生シ以テ第二ノ天性ヲ成サシム」という記述である。つまり、「国民愛國ノ念」を養成するのは、「普通教育」であり、またその中でも「国語」、「国ノ歴史」を始めとした「教科」であるとされている。「教科」には「修身」が包含されるとも考えられるが、明示されていないため、「軍備意見」の記述によって山県が徳育を重要視していたと指摘することはできない。

さらに、「軍備意見」は山県が示したものであるが、起草者は井上毅であるということも重要な点である⁽²⁹⁾。井上は、後に高等師範学校卒業生にむかっての説示において、「国民教育トシテ国民ノ精神ヲ養成スルコトカ普通教育ニ於ルーツノ目的テアル」⁽³⁰⁾と述べている。この言葉からも窺えるように、井上は国家に対する忠誠心や愛國心の涵養は、普通教育によって養成すべきであると考えていた⁽³¹⁾。さらに、井上が文相であった1894（明治27）年、尋常中学校の学科課程が改正された。この新学科課程に関する省令説明において、「国語教育ハ愛國心ヲ成育スルノ資料タリ」とされ、「歴史教育ノ精神ハ我国体ノ貴重ナルヲ知ラシメ宇内ノ大勢ヲ詳ニシ古今ノ変ニ通スルノ能力ヲ養成スルニ在リ」⁽³²⁾とされている。以上のことに象徴されるように、井上毅が文相の際に行った教育政策には、国語、歴史のような教科

に関しても徳育効果が期待されていると言える⁽³³⁾。従って、「軍備意見」における「普通教育」、そして「国語」、「国ノ歴史」を始めとした「教科」は、井上の場合においては徳育と結びつくと考えることも可能である。しかしながら、山県の考えが起草者の井上と同様であったと断定することはできないであろう。

以上の点から、「軍備意見」における教育に関する記述は、梅溪（1978）のように山県が「教育勅語」を發布することに積極的であったことを示す根拠とするには限界があると言える。

2.3 史料の検証の総括

以上のように、「筆記」及び「軍備意見」を根拠として山県の行動を論じることには限界があることが示された。従って、山県の行動が「教育勅語」の發布を目指したものであると断定的に論じることはできない。では、山県の行動を規定する当時の要因として他に考え得ることは何か。「教育勅語」と関わる山県の行動は、政治上における行動であるため、山県が当時有していた政治課題から考察する必要がある。その際には、当時の政治情勢及び山県の政治志向を踏まえなければならないであろう。

山県は、1889（明治22）年12月25日、地方長官に向けた訓令の冒頭で、「憲法ノ実施ハ方ニ近キニ在リ」⁽³⁴⁾と述べている。ここで言う「憲法ノ実施」とは帝国議会開会を意味する⁽³⁵⁾。さらに、その訓令の中には「政論激動」や「党派ノ争論」などの文言があり、これらの山県の発言は帝国議会の開会を視野に入れたものであると言える。

また、1887（明治20）年12月25日、伊藤博文（1841～1909）内閣の下で成立した「保安条例」（勅令第67号）は、山県の意向に基づくものであった。この勅令は自由民権派の運動を大抑圧するものであったため、当時の内務省警保局長清浦奎吾（1850～1942）、警視総監三島通庸（1835～1888）などは躊躇していた。しかしながら、山県はそれらの人物の逡巡を退けて実現させたのである⁽³⁶⁾。さらに、1889（明治22）年12月24日、内閣総理大臣となった山県は翌日の地方長官に対しての訓令の中で、「行政権ハ至尊ノ大権ナリ、其執行ノ任ニ当ル者ハ宜シク各種政党ノ外ニ立チ」⁽³⁷⁾と述べ、超然主義の姿勢を示している。このことから、山県は政党排除の視点に立っていたと言える。

以上のように、1890（明治23）年当時の政治情勢として帝国議会開会の接近、山県の政治志向として政党の排除を挙げることができる。本稿では、これらを背景とした山県の重要な政治課題として、地方自治制度、内閣の整備、内閣統一の必要性の三点を挙げる⁽³⁸⁾。

3. 山県の政治課題

3.1 地方自治制度

山県は「近代日本の地方自治制度確立者である」⁽³⁹⁾と言われる。その言葉に象徴されるように、山県は1883（明治16）年に内務卿となった後、地方自治制度改革に積極的に取り組んだ。1884（明治17）年5月7日の戸長官撰の制定（太政官達第41号）、区町村会法改正（太政官布告第14号）などは山県が強く推し進めたものである⁽⁴⁰⁾。また、同日に内務卿として訓示を出し、戸長所轄区域の拡大なども行った。1887（明治20）年には、山県内相のもとで地方制度編纂委員会が設置され、山県は自ら委員長となり、地方制度改革をさらに進めた。さらに、1888（明治21）年4月17日には市制・町村制（法律第1号）、1890（明治23）年5月17日には府県制（法律第35号）・郡制（法律第36号）が発布された。山県はこの府県制・郡制の発布とともに内相を辞任しており、これを以て山県の目的は達成されたと見ることができる。しかしながら、1890（明治23）年12月6日の衆議院における演説の中で、山県は「国家の最急務とするところのものは行政及地方の制度を整へ運用を敏活ならしめることである」⁽⁴¹⁾と述べている。つまり、地方制度の整備という目的は達成されたが、制度の運用面についての課題は残っていたと考えられる。

以上のような地方制度改革の目的として、山県は「立憲政治ヲ行フニハ、其ノ基礎トシテ先ツ自治制度ヲ施クヲ要ス」と述べている。そして、その効果に関しては、「畜ニ民衆ヲシテ其ノ公共心ヲ啓暢セシメ、併セテ行政参助ノ智識経験ヲ得シムルカ為メ、立憲政治ノ運用ニ資スル所至大ナリトイフニ止マラス、中央政局異動ノ余響ヲシテ、地方行政ニ波及セサラシムルノ利益、亦決シテ鮮尠ナラス」⁽⁴²⁾と述べている。これらのことから、山県はその後の立憲政治体制の運用のためにも地方自治制度を重視していたと言える。また、山県が進めた地方自治制度の整備には、国会に自由民権派が進出することへの予防的効果も期待されていたのである⁽⁴³⁾。

以上のように、山県は内務卿就任以後、地方自治制度の整備に尽力し、1890（明治23）年5月17日の府県制・郡制の制定をもって制度整備の目的を達成した。しかしながら、制度の整備後も地方制度の運用に関する課題は残っていた。従って、1890（明治23）年5月17日以前、そしてそれ以後においても制度の運用という課題が存在していたと考えられる。

3.2 内閣の整備

1889（明治22）年12月24日、第一次山県有朋内閣が成立した。山県内閣の閣僚は、総理

大臣兼内相山県有朋、外相青木周蔵（1844～1914）、蔵相松方正義（1835～1924）、陸相大山巖（1842～1916）、海相西郷従道（1843～1902）、司法相山田顕義（1844～1892）、文相榎本武揚、農商相岩村通俊（1840～1915）、逓相後藤象二郎（1838～1897）である。これらの閣僚は、辞任した大隈重信前外相、井上馨前農商相を除いてすべて黒田内閣からの留任であった。辞任した両大臣の後任として、陸奥宗光（1844～1897）や芳川顕正も候補として考えられていた。しかし、青木外務次官、岩村農商務次官がそのまま大臣へと昇格することとなった。また、山県内閣における閣僚の中で、山県と同じ長州出身者は、青木外相、山田司法相の2名である。そして、松方蔵相、大山陸相、西郷海相の三名は薩摩出身であり、岩村農商相、後藤逓相の二名は土佐出身、榎本文相は幕臣出身という構成であった。

以上のように、山県内閣の閣僚はほぼ前内閣からの留任であり、閣僚の出自も様々である。これらの点から、御厨（1980）が「山県はとりあえず不十分な形で組閣を終えねばならぬことになった」⁽⁴⁴⁾と述べるように、第一次山県内閣の閣僚決定は、山県の意に沿う人事ではなかったと言える。山県がこのような人事を行わなければならなかった背景には、従来から政治危機に際してはしばしば顕在化する薩長間の対抗関係があった。従って、そのような薩長関係の危機を解消する観点から、長州派である井上馨のグループに属していた陸奥、山県直系の芳川の起用は見送られたのである。その点において、青木、山田両次官の昇進は最も摩擦の少ない手段であった⁽⁴⁵⁾。

1890（明治23）年5月17日、第一次山県内閣の改造が行われた。この改造では、内相が西郷従道、海相が樺山資紀（1837～1922）、文相が芳川、農商相が陸奥宗光とされた。そして、「組閣当初、薩長関係への懸念から前内閣を踏襲した山県は、ここに帝国議会に備えた独自の内閣を作りあげることに成功した」⁽⁴⁶⁾とされている。以上のように、山県はこの内閣改造が行われるまでは、帝国議会に向けた内閣の整備という課題を有していたと言える。

3.3 内閣統一の必要性

上述のように、山県は政党との対立を考えていた。山県は、この目的を達成するためには「内閣一致協和にして政府之基礎堅牢鞏固⁽⁴⁷⁾」でなければならないと考えていた。しかしながら、1889（明治22）年の条約改正反対運動を通して、山県は内閣の統一性を脅かされる可能性が存在することを認識することとなった。

当時、黒田清隆（1840～1900）内閣の外相であった大隈重信（1838～1922）は、外国人判事任用を大審院に限るという内容で条約改正交渉を進めていた。しかしながら、その改正

交渉への反対運動は民間のみならず政府内においても高まっていた。このような反対運動の中心となっていたのは枢密院であった。その後、大隈外相が遭難し、黒田内閣は条約改正の中止を決定した。以上の過程を通して、多彩な顧問官によって構成されている枢密院が、内閣と対立する可能性を有していることが明らかとなった。従って、黒田内閣の後に発足した山県内閣にとって、如何に藩閥政府としての統一性を保った上で、議会開会に対処していくかが課題となったのである。そして、このことは条約改正に見られたような一枚岩でない藩閥政府を如何にまとめ上げ、そして立憲制の中で超然主義を如何に貫いていくかという課題でもあったのである⁽⁴⁸⁾。

以上のように、山県は帝国議会へ向けて政党に対抗する必要性を感じていた。しかし、内閣の統一性を脅かされる可能性が存在することを認識していたため、帝国議会への対策として、枢密院に配慮した上で内閣の統一を図る必要があったのである。

4 山県の「教育勅語」への関わりの分析

4.1 徳育問題の閣議への取り上げ

1890（明治23）年2月の地方官会議により、「徳育涵養ノ義ニ付建議」が出され、山県は徳育問題を閣議に取り上げた。これによって徳育が内閣の問題にまで発展した。この行動の理由は、山県が有していた政治課題である地方自治制度及び内閣統一の必要性から説明することが可能である。

まず、1890（明治23）年3月7日あるいは14日に徳育問題が閣議で議論された時点においては、まだ府県制・郡制は確立されておらず、地方制度が整ったとは言えない状況であった。さらに、制度が整備されたとしても、その運用が山県の課題として残っていた。この課題を解決する上で、重要な役割を果たすのが地方長官である⁽⁴⁹⁾。従って、その後の地方制度の運用を円滑にするためにも、山県は地方長官の要求を無視することができなかったと考えられる。

次に、元田永孚は教育、とりわけ徳育を重視していた⁽⁵⁰⁾。山県もこの点は知悉していたはずである。そのため、①もし地方長官の建議を無視すれば、元田との間に軋轢が生じる可能性があることを山県は認識していたと考えられる。また、元田は枢密顧問官の一員であった。従って、②元田と対立することは、枢密院との対立に発展する可能性を含んでいたとも考えられる。上述のように、山県は枢密院が内閣と対立する可能性があることを認識していた。これは、帝国議会を目前に控えた状況では避けなければならないことであった。さらに、③

天皇の側近奉仕者である元田の発言は、天皇を介することによって大きな影響力を持つことになる。その点においても元田への配慮は必要であったと考えられる。以上の①から③より、地方長官の「徳育涵養ノ義ニ付建議」が出された後に、山県が徳育問題を閣議に取り上げたことには、内閣の統一性を維持する目的があったと言える。

以上のことから、山県が徳育問題を閣議へ取り上げたことは、地方制度運用の円滑化及び内閣統一の必要性を背景とした行動であったと言える。換言すれば、山県が徳育問題を閣議に取り上げたことは、これらの目的を達成するための政治戦略的な側面があったと言えることができる。

4.2 芳川の文相への登用

1890（明治23）年、5月17日榎本文相が更迭され、後任として芳川顕正が文相となった。この際の状況に関して、佐々木高行の日記には以下のように記されている。山県は、「教育の事は至極大事にて、榎本へも屢々申談じ候て、向來の規定の義相立ち候筈なれども、同人は兎角因循にて捗捗敷無之候間、芳川の人物は十分には無之候へども、有朋の考へ通り相成候間、大原則を為立候はゞ、文部大臣の交代にも不拘、其御趣旨被相行候様に可相成」ということを理由として、元田に「芳川御採用相成度と、再三申上」げた。その結果、元田は「遂に御許容」⁽⁵¹⁾ したと記されている。

次に、榎本更迭に関する榎本と山県の間答が『読売新聞』で以下のように報じられている。

「貴下が予の退閣を奏上せられしは予が職掌上即ち教育の主義若くは教育の行政上に付て其当を得ざる所あるに坐する歟又は目下の内閣組織上に於て不都合あるに坐する歟もし予が退閣の原因前段にありとせば望むらくは今眼前に於て其事跡を直言せられよ予不敏と雖ども直ちに之に答ふる所あらん是れ予が上は聖上に対し奉り下は万衆に対して免るべからざるの責任あるを以てなり若又然らずして予が退閣の原因単に後段にありとせば是れ個人的の關係にして所謂折合の悪しと云ふ迄のことにて其義なれば別に質義を要するの限にあらざ山県伯云く固より貴下の職掌上に就て異議あるにあらざ」⁽⁵²⁾

まず、佐々木の日記における記述に関して、山県が取り上げた「大原則」とは、後の「教育勅語」の基礎となるものであると見ることできる。さらに、山県は元田に芳川の登用を「再三申上」げていることから、その人事に関して元田は反対であったことが窺える。次に、『読売新聞』の記事に関して、山県は榎本に対して「職掌上に就て異議」は有していなかった。

これらの点と当時山県が有していた政治課題を踏まえ、山県が芳川を文相に登用した理由を考察したい。

山県は、帝国議会に向けた内閣の整備という政治課題を有していた。この課題を達成するためには、「内閣組織上に於て不都合」がある榎本を更迭し、山県の「考へ通り」になる芳川を文相に登用する必要があったと考えられる。しかしながら、芳川を文相に登用するためには、元田による「御許容」が必要であった。そこで、山県は元田が重要視してきた徳育における「大原則」の制定を取り上げたと見ることができる。

以上のように、山県が芳川を文相に登用したことは、内閣の整備という政治課題を背景とした行動であったと見ることができる。その過程において、元田による「御許容」を得るために「大原則」の制定を約束したのである。従って、山県が「教育勅語」の基礎となる「大原則」の制定を元田に約束したとしても、芳川の登用を理由として、山県が「教育勅語」の発布に対して積極的であったと見ることはできない。つまり、「勅語の起草を推進せしむべく文部大臣を更迭せしめ、しかも自分の思いのままに制御しうる芳川を、その責任者たらしめたことにその熱意のほどを知ることができる」⁽⁵³⁾と断言することはできないのである。山県のこの行動の理由を論じるためには、政治的背景を看過することはできないと考えられる。

おわりに

以上、「教育勅語」の発布を進めた山県の重要な行動として、徳育問題の閣議への取り上げ、芳川の文相への登用が行われた理由を分析してきた。従前の研究では、「筆記」あるいは「軍備意見」を根拠としているが故に、山県の行動は「教育勅語」の発布を目指したものであると論じられてきた。しかし、本稿での分析によって、山県が「教育勅語」の成立過程において「極めて積極的意図をもって勅語発布の具体化にあたった」⁽⁵⁴⁾と断定的に論じることはできないことが明らかとなった。山県の行動は、政治課題である地方自治制度、内閣の整備、内閣統一の必要性とも関連しており、それが結果として「教育勅語」の発布を進めた側面があったと考えられるのである。

以上のように、本稿での分析によって、「教育勅語」の成立過程における山県の行動を政治的な側面から検証する必要性を示唆することができた。しかしながら、本稿での山県の行動に関する分析は仮説的提示であるため、今後はこれらの点を史料によって証明していくことが必要となるであろう。

註

- (1) 文部省編『学制百年史』帝国地方行政学会、1972年、277頁。
- (2) 海後宗臣『教育勅語成立史の研究』厚徳社、1965年。
- (3) 稲田正次『教育勅語成立過程の研究』講談社、1971年。
- (4) 井上久雄『近代日本教育法の成立』風間書房、1969年、704頁。「軍人勅諭」とは、明治天皇が陸海軍人に与えた勅諭のことであり、陸海軍人の精神教育の基本とされたものである。
- (5) 「教育勅語發布ニ関スル山県有朋談話筆記」国民精神文化研究所編『教育勅語煥発関係資料集』第2巻、453 - 455頁。(以下、『資料集』)。以下、「筆記」の内容は全て『資料集』第2巻から引用した。また、史料の引用に際して、以下では旧字体を新字体に改めた。但し、平仮名と片仮名に関しては、原文のまま表記した。
- (6) 梅溪昇『明治前期政治史の研究』増補版、未来社、1978年。
- (7) 「軍備意見 山県有朋」『陸奥宗光関係文書』第24冊、1890年。国立国会図書館所蔵。
- (8) 以下、本稿では「教育勅語」、勅語、「勅語」の語を用いている。「教育勅語」は完成し発布されたものを指し、勅語は起草段階にあるものを指す。また、「勅語」は、引用先の史料に記載されている通りの表記である。
- (9) 以下、「教育勅語」の成立過程に関しては、海後、前掲書及び稲田、前掲書を参考にした。
- (10) 「地方長官会議における榎本文部大臣回答要旨」『資料集』第2巻、449頁。
- (11) 稲田、前掲書、172頁。
- (12) 同上。
- (13) 芳川顕正「教育勅語御下賜事情」『資料集』第2巻、456頁。
- (14) 本文中の数字と図中の数字はそれぞれ対応している。尚、【図1】には一部省略した部分がある。
- (15) 「六月二十日山県宛井上書簡」『資料集』第2巻、431-433頁。
- (16) 海後(1965)は6月28日とし(海後、前掲書、267頁)、稲田(1971)は6月29日としている(稲田、前掲書、211頁)。従って、本稿では両日とも記すこととした。
- (17) 稲田、前掲書、226頁。海後(1965)は7月末頃であるとしている(海後、前掲書、272頁)。
- (18) 稲田、前掲書、246頁。
- (19) 「徳教ニ関スル 勅諭ノ議」『資料集』第2巻、452頁。
- (20) 稲田、前掲書、254頁。
- (21) 海後、前掲書、364頁。
- (22) 「筆記」の筆者は吉田熊次である(『資料集』第2巻、14頁)。
- (23) 佐藤秀夫「天皇制公教育の形成史 序説」『教育の文化史1 学校の構造』阿吽社、2004年、167頁。
- (24) 第2条で「修身ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ニ基キ兒童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス」と規定されている。
- (25) 第1条で「小学校長及教員ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ヲ奉体シ法律命令ノ指定ニ従ヒ其職務ニ服スヘシ」規定されている。
- (26) 平原春好『日本教育行政研究序説』東京大学出版会、1970年、240頁。
- (27) 「六月二十日山県宛井上書簡」『資料集』第2巻、432頁。
- (28) 梅溪、前掲書、294 - 295頁。
- (29) 野口伐名『井上毅の教育思想』風間書房、1994年、321頁。
- (30) 木村匡『井上毅君教育事業小史』国書刊行会、1981年、8頁。
- (31) 野口、前掲書、298頁。

- (32) 木村、前掲書、62-63 頁。
- (33) 山田昇「教科用図書および德育」海後宗臣編『井上毅の教育政策』東京大学出版会、1968 年、942 頁。
- (34) 「山県総理大臣の訓令」明治文化研究会編『明治文化全集』第 3 卷、正史篇、下卷、日本評論社、1992 年、128 頁。
- (35) 「憲法発布勅語」に「議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスベシ」とある。
- (36) 岡義武『山県有朋一明治日本の象徴一』岩波書店、1958 年、39 頁。
- (37) 「山県総理大臣の訓令」明治文化研究会編『明治文化全集』第 3 卷、正史篇、下卷、日本評論社、1992 年、128 頁。
- (38) 山県の政治課題としては、軍備に関することも存在する。しかし、この政治課題は「軍備意見」を根拠として「教育勅語」と関連づけられてきた。また、德育問題の閣議への取り上げ、芳川の登用との関連を見出すこともできなかった。以上のことを理由として、本稿では軍備に関する政治課題を扱わないこととした。
- (39) 長井純市「山県有朋と地方自治制度確立事業—明治二一年の洋行を中心として—」『史学雑誌』第 100 編、第 4 号、1991 年、1 頁。
- (40) 井上、前掲書、419 - 423 頁。
- (41) 「明治廿三年十二月六日衆議院に於て演説」中沢安麓編『第二期帝國議會指針』自助堂、1891 年、55 頁。近代デジタルライブラリー、(オンライン)、入手先< <http://kindai.ndl.go.jp/> > (参照 2010/1/9)。
- (42) 「徴兵制度及自治制度確立ノ沿革」国家学会編『明治憲政経済史論』原書房、1976 年、397-398 頁。
- (43) 岡、前掲書、43 頁。
- (44) 御厨貴『明治国家形成と地方経営—1881 ~ 1890 年—』東京大学出版会、1980 年、228 頁。
- (45) 同上、228 - 229 頁。
- (46) 同上、238 頁。
- (47) 「山縣有朋書簡 明治二十二年六月十五日」日本大学大学史編纂室編『山田伯爵家文書』1、日本大学、1991 年、77 頁。
- (48) 望月雅士「第一次山県内閣と枢密院」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第 41 輯第 4 分冊、1996 年、37 頁。
- (49) 1890 (明治 23) 年 2 月 13 日、山県は地方長官に対して「各位は臣民の重任に居り立憲の施行に当り各地方に於て宿命の責を負ふものなり」(「山県内務大臣の演説」『明治文化全集』第 3 卷、正史篇、下卷、152 頁) と述べている。この発言から、山県が地方政治に関して地方長官を重要視していたことが窺える。このことは、山県が尽力した地方自治制度に関しても同様であったと言えるであろう。
- (50) 例えば、「教学聖旨」や「教育議附議」に象徴される。
- (51) 津田茂麿『明治聖上と臣高行』自笑會、1928 年、689 - 690 頁。尚、引用に際して返り点は省略した。
- (52) 「榎本子爵の退閣に付子爵と山縣伯との問答」『読売新聞』1890 年 5 月 18 日朝刊、読売新聞社、ヨミダス歴史館、(オンライン)、入手先< <https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/> >、(参照 2010/1/5)。
- (53) 梅溪、前掲書、284 頁。
- (54) 同上、285 頁。

Reconsideration on the role of Aritomo Yamagata in the process of making “the Imperial Rescript on Education”

NAKAMOTO, Yoshiki

The purpose of this paper is to reconsider the role of Aritomo Yamagata in the process of making “the Imperial Rescript on Education” (“IRE”) . On the basis of “Hikki” and “Gunbiiken” , the previous studies conclude that Yamagata’ s action concerning “IRE” was aimed at promulgation of “IRE” . According to the analysis of this paper,however, it has become clear that those documents are not appropriate to conclude that Yamagata’ s action was aimed at the promulgation of “IRE” .Thus, this paper examines Yamagata’ s action in the process of making “IRE” in terms of the political issues he tried to solve. The important acts by Yamagata concerning the formation of “IRE” are the following :

1. He took up the matter of moral education in the Cabinet meeting after the Local Governors’ proposal for moral education reform.
2. He appointed Yoshikawa Akimasa as the Minister of Education.

This thesis concludes that his having taken up the matter of moral education was related to his desires to implement the local autonomy system smoothly, to unite the members of the Cabinet. And it is clear that his having appointed Yoshikawa Akimasa as the Minister of Education was also related to his desire to choose a person who would follow him. It means that Yamagata’ s action concerning the formation of “IRE” was relevant to the political issues he tried to solve, and as a result, his action led to the promulgation of “IRE” .